

2013年

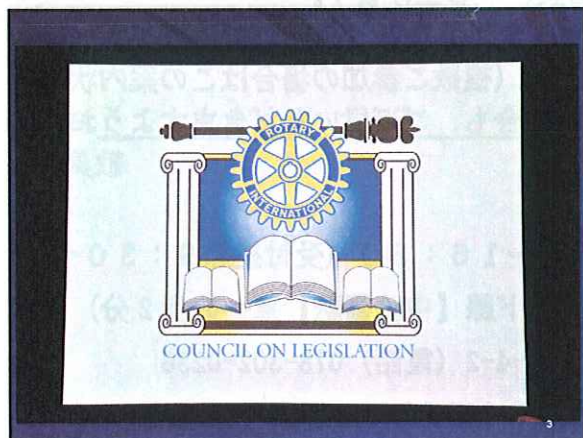
規定審議会報告

2013年5月26日(日)

於: 宝塚ホテル

2013年規定審議会代表議員

三木 明 (姫路RC)



規定審議会の歴史

国際大会で立法案を審議

- 1934年 最初の規定審議会が、デトロイトで国際大会と共同開催され、提案を予備審査以後、毎年開催
- 1970年 2年毎に開催
- 1972年 初めて立法機関として規定審議会が開催
- 1974年 3年毎に開催
- 1977年 独立の立法機関となる
- 1998年 唯一の立法機関となる
- 2001年 会場をRI本部周辺に固定化

2013年規定審議会

2013年4月21日(日)～27日(土)

シカゴ・マリオット・ダウンタウン・

マグニフィセントマイル・ホテル

参加者

世界532地区からの代表議員

RI会長、元会長、理事、財団管理委員、定款細則委員会委員、事務局等、総勢約700名

規定審議会の議員構成

投票権を持つ議員

世界各地から各1名の代表議員、532名。

投票権を持たない議員

議長、副議長、議事運営手続の専門家、定款細則委員会委員、RI会長、RI会長エレクト、元RI会長、RI理事会のメンバー、事務総長、ロータリー財団管理委員会委員、特別議員(3名以内) 但し議長、副議長は可否同数の場合に1票を投じることができる。

信任状

532人の代表議員の2/3が必要。
欠席は数人なので、規定審議会は
成立しました。

日本からの代表議員は、34名全員
出席。

立法案とは・・・

・制定案

RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ
定款 (いわゆる組織規定)を改正する
立法案

・決議案

組織規定を改正しない立法案。
RI理事会に意見を表明したり、提案を
行ったりする。

提出立法案	合計174件
制定案	144件
決議案	30件

その内	
RI理事会からの提案	13件
日本からの提案	合計23件
制定案	17件
決議案	6件

9

規定審議会終了後の取り扱い

結果報告・・閉会后10日以内に議長が事務総長に報告
 報告書送付・・閉会2ヶ月以内に各クラブ幹事宛送付
 反対投票締切・・報告書送付より2ヶ月以上経過後
 反対投票が全クラブの5%未満・・7月1日より発効
 反対投票が全クラブの5%以上・・効力の一時停止
 →全クラブによる郵便投票を行い
 反対投票が半数未満・・効力復活
 反対投票が過半数・・無効確定

10

採択立法案の処理

制定案

効力の確定した制定案は7月1日より発効する。

決議案

後日、理事会がその処理を決定する。

2010年規定審議会で採択された決議案の処理は、2010年6月および11月の理事会ならびに10月の管理委員会において検討され、一部については必要な理事会決定ならびに管理委員会決定がなされたが、相当数の決議案については、規定審議会の決議に対応しなかった。

11



12

4月20日(土)～27日(土)

4月20日(土)

12:00～20:00 登録及び信任状提出

4月21日(日)

09:00～16:30 登録及び信任状提出

13:00～17:00 開会一般会議

17:00～18:00 質疑応答セッション

18:00～19:00 歓迎レセプション

13

4月22日(月)

09:00～12:30 審議会本会議

14:00～17:30 審議会本会議

4月23日(火)

09:00～12:30 審議会本会議

14:00～17:30 審議会本会議

19:00～21:00 親睦夕食会

14



15

4月24日(水)

09:00～12:30 審議会本会議

12:30～17:00 RIミュージアム

12:30～ 自由時間

4月25日(木)

08:00～12:30 審議会本会議

14:00～17:30 審議会本会議

16

4月26日(金)
08:00~12:30 審議会本会議
12:30 終了

4月27日(土) 帰国

17



2013 Council on Legislation

Simultaneous Interpretation is available on the following channels:

- English 1
- Français 2
- 日本語 3
- 한국어 4
- Português 5
- Español 6

19

同時通訳ブース(RI職員)



20

現在の審議番号と次の審議番号

2013 Council on Legislation

Current Item	
Proposed Enactment or Resolution Number:	13-27
Next Item	
Proposed Enactment or Resolution Number:	13-28

21

立法案の審議

提案の発言時間
3分~4分

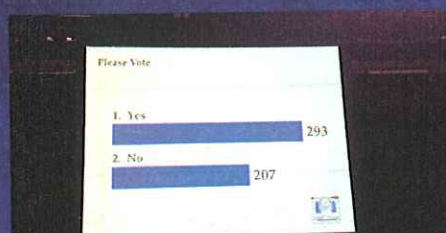
賛成・反対動議発言
2~3分

緑...賛成
赤...反対
黄...優先動議
青...終了動議

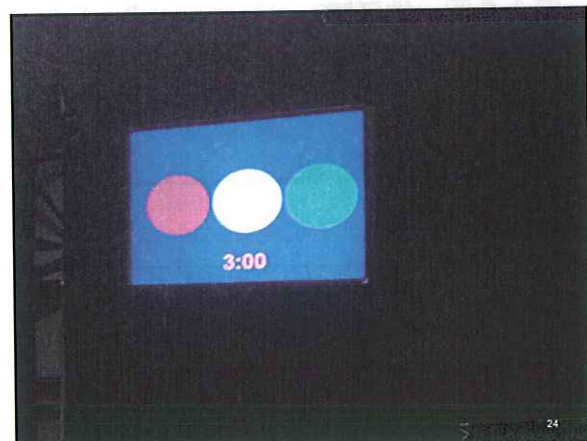


22

電子投票の表示

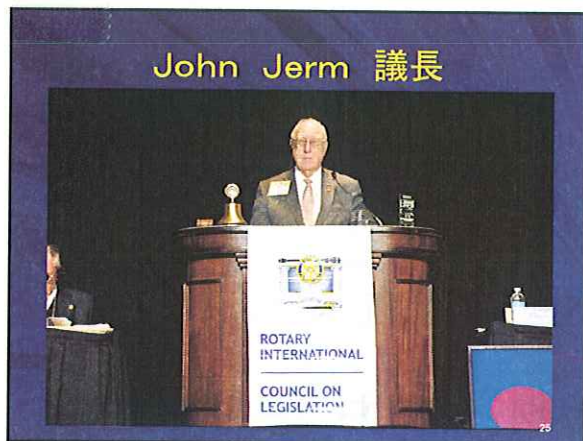


23

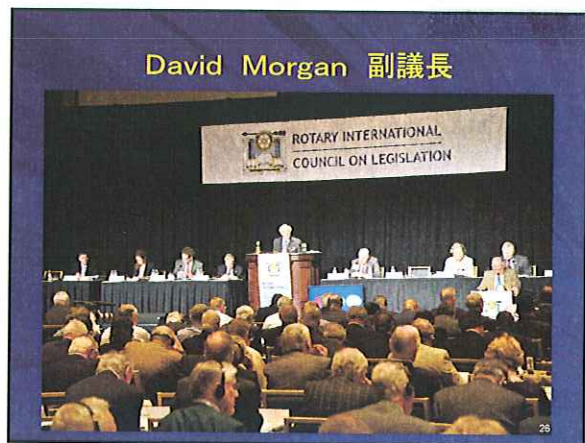


24

John Jerm 議長



David Morgan 副議長



制定案

13-02 クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する件 (ナイジェリア)

提案理由・・・標準ロータリー・クラブ定款、第10条、第4節は、クラブ幹事が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよいと定めている。しかし、クラブ幹事はクラブの命綱ともいべき存在である
採決⇒285対211で採択

13-08 元クラブ会員の2回目の入会金を免除する件(インド)

同一クラブへの再入会の入会金を免除
提案理由・・・ロータリアンの数を増やそうと国際ロータリーが大きな努力を払い、クラブも新会員を求めている中で、クラブ理事会から再入会を認められた元会員の2回目の入会金は免除するのが妥当である。
採決⇒330対158で採択

13-12 出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件(オーストラリア)

クラブの奉仕活動参加を出席要件とする。
提案理由・・・若い会員候補者は、「超我の奉仕」に熱意を抱いており、人道的分野を中心とした奉仕活動に積極的に参加したいと望んでいる。プロジェクトへの参加を通じて、ほかのロータリアンと交流することができ、ネットワーク作りのニーズも満たされる。若い世代は、コミュニケーションやさまざまな決定を電子的な方法を通じて行うことが多く、従来のクラブ例会だけが重要とは考えていない。若い会員の会員増強と奉仕はこれまでのやり方とは異なっており、その違いが認識される必要がある。12時間の奉仕は、例会への50%出席に相当するものである。また、Eクラブの出席要件にも対応するものである。
修正後の立法案の採決⇒340対165で修正後採択

13-23 出席規定の免除の規定を改正する件(米国、カナダ)

出席免除の65歳以上の年齢制限を廃止
提案理由・・・出席規定の免除(一般に「85規定」と呼ばれる)は、65歳以上でなければならない。現在の経済状況では、65歳未満で退職するロータリアンが数多くいる。
採決⇒377対132採択

13-28 出席記録の算出に関する規定を改正する件(日本、福井県、桜井RC)

9-3aの規定による欠席を出席の計算に入れない
提案理由・・・会員が直接関与する慶弔の際の欠席や悪性インフルエンザ等々のごとき、不可避的な会員の欠席が、理事会にて正当に承認された場合は、人道的にも、出席率から除外されてしかるべきものと考えられる。
採決⇒265対218採択A

橋本長平・代表議員(世話人)
第2650地区・京都東RC



33

13-32 衛星クラブについて規定する件
(イギリス、ウェールズ)

クラブに衛星クラブを認めそれを規定する

提案理由・・・衛星クラブ結成とともにその会員はスポンサー・クラブ(親クラブ)に入会してロータリアンとなる一方、彼らは衛星クラブ会員が定めた場所と日時に例会を開くことである。仮クラブには会員候補者が数多くおり、ロータリアンとなる日を待っているが、そうした仮クラブが衛星クラブとなれば、その会員はいち早くロータリアンとなることができる。(※RI理事会も同様な立法案を提出したが撤回した)修正案の採決⇒370対130で修正案が採択されたAA

34

13-34 クラブの例会を、毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件
(東京2750地区、東京城南RC、東京京浜RC、東京高輪RC、英国、オランダ、フランス)

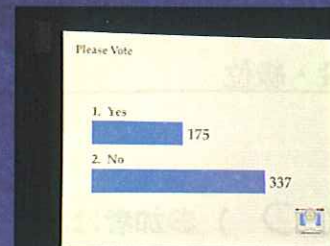
例会をクラブ細則の規定によって、1週間に1度あるいは2週間に1度開催する

提案理由・・・標準ロータリー・クラブ定款を改正し、隔週でクラブ例会を開くという代替の選択肢を与えるものである。

採決⇒175対337で否決

35

採決の電子投票の表示
(13-34・例会を毎週1回もしくは隔週1回のいずれかにする)



36

13-41 特定の元奨学生を正会員として認める件(東京たまがわRC)

米山学友をロータリーの正会員に認める

提案理由・・・公益財団法人ロータリー米山記念奨学会による学生を対象とした奨学事業の元奨学生を加えることを規定するものである。

理事会付託

37

13-43 仕事をしなかった人または仕事を中断している人を正会員として認める件(フランス)

子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする

提案理由・・・RI定款では、仕事をしていることが、ロータリー・クラブ会員となる資格条件の一つであるとされている。しかし、多くの女性は、学位を職業に生かすことがなかったり、夫の仕事の手伝いのために仕事を辞めている。クラブに参加し、知識、経験、人脈を共有することのできるこれらの会員から、クラブは大きな恩恵を得ることができる。採決⇒359対165で採択

38

13-47 職業分類の制限を改正する件
(日本、兵庫、南淡路RC)

20名以下のクラブは同一職業分類を2名。

21名以上は10%。

提案理由・・・本制定案は、RI定款と標準ロータリー・クラブ定款を改正し、50名以下のクラブも10%以内を採用するようにするものである。世界のクラブ平均会員数は36名。本制定案によって、会員数が20名以下のクラブについては、同じ職業分類の会員が2名までに制限される。採決⇒74対442で否決

39

三木明・代表議員(世話人)
13-47提案理由の説明



40